

事業

総務部

総務部長 鈴木 恵男

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様におかれましては清々しい年の初めと存じます。

昨年はオリンピックがあり、メダルを獲得するたびに、国中が盛り上がった感もありましたが、一年を振り返ると、景気も停滞気味で、全般に暗い年だったような気がします。

そんなこんなも、年が改まったことですし、皆様とともに明るい希望を抱いて忙しく過ごせたら幸いです。

本会も、皆様の業務活動の利便性を考慮し、様々な改革を進めていきます。さらに、組織の変更をして一年がたちますので、それぞれの部が良い方向に活動していけますよう、茨城会がさらなる発展をしますように、総務部としても微力ながらお手伝いできればと思っています。

末筆ながら本年が皆様にとりまして、幸多き年でありますように祈念いたします。

会費納入方法の変更に関するお知らせ

会費の納入方法について次のとおり改正内容が決定しましたのでお知らせします。

なお、実施時期は平成25年4月です。

○改正内容

振込手数料は自動引落としのみ本会負担とし、振込の場合は各自の負担とする。

○理由

会費の振込費の本会負担による経済的損失の回避を図り、会員相互の公平性と事務局の業務の効率性を確保するため、ゆうちょ銀行からの自動引落とし制度をより一層推奨するため。

第4回理事会開催

日 時：平成24年12月18日（火）

場 所：水戸京成ホテル

出席者：会長、副会長、相談役、理事、各支部長、監事、事務局長
（出席者35名）

(1) 審議事項

第1号議案 会費納入方法の変更について

ゆうちょ銀行からの振り替えを推進していくことで、原案通り可決した。すでに行政茨城で告知してある内容について丁寧な説明が必要との意見がありました。

(2) 協議事項

ア 苦情処理に関する処理手順の整備について
近年事務局に寄せられる苦情が増えてきているので、事務局員の本来の業務に支障をきたしている。そこで、広報・監察部において、対応できないかとの要請により、協議した。
受付をFAXですること等が決められたが具体的な内容については引き続き検討する。

イ 規程集の発行について

11月19日のメールで意見を伺った結果、運輸交通部の理事会で承認され自動車関連の名簿要項等を追加することなどが協議された。

ウ 平成25年の新春交流会について

昨年同様の場所時間は決まっているが、講師については会長一任となった。

(3) 報告事項

ア 関東協連絡会が平成24年11月21日に大宮のパレスホテルで開催され、各分科会から報告がありました。

イ 各部からの事業について報告がありました。

広報・監察部

広報・監察部長 石井 徹

全国法規・監察担当者会議出席報告

日 時：平成24年11月21日(水) 13:30～17:00・11月22日(木) 9:30～12:00

場 所：行政書士会館地下講堂

本会出席者：黒田真一、間中宏

法規分野・監察分野について、日本行政書士会連合会法規監察部 伊藤部長による講話をはじめ、事前アンケートに基づく意見交換・情報交換ならびに、日本行政書士会連合会顧問 糠谷弁護士による質疑応答等を内容とする会議でした。

【会議の目的】

各单位会の各担当部署の現状把握、過去の照会回答案件を素材に共有すべき論点についての考察及び意見交換・情報交換を通して、各行政書士会の認識の共有化をはかること。

【法規分野】

主に業際に関するテーマを中心に講話、意見交換、質疑応答等がなされました。

尚、日行連法規監察部では、行政書士関係法令先例総覧の改訂及び行政書士法改正履歴表の策定に関する作業を現在すすめているとのことで、大いに活用すべく、その完成が期待されるところです。

【監察分野】

非行政書士排除に関するテーマについて、講話、意見交換、質疑応答等がなされました。なかでも日行連法規監察部作成による「監察読本」のより

一層の活用が促されると同時に、当該読本に記されている「行政書士制度における監察活動とは、制度の安定的な発展に寄与するため制度の啓発を行うとともに、非違行為者に対して説諭、警告等によって是正を促し、その違法行為が悪質で、制度の趣旨から逸脱し、その目的を害することが証拠等によって明らかな場合には法的措置をもって是正をする活動である。」という監察活動の定義ならびに、「職域確保を優先するあまり、社会的な慣習や商習慣によって事業者が提供するサービスに介入し、かえって国民の利便性を阻害することや消費者の負担の増大を招くなどのことのないよう

にしなければならない。」という注意点について、改めて認識の共有化がはかられました。

以上、二日間にわたり有意義な会議となりました。



国土農地部

国土農地部長 古市 人見

新年挨拶

新年おめでとうございます。今年もよろしくお願いします。

今年は政権が変わって、金融緩和ほかの施策がなされ経済が活性化されることが期待されています。短期的には、うまくいくでしょう。ただし、長期的には様々な問題が発生することが予想されます。実体経済が成長しなければ結局はうまくいかないことは、過去の歴史が証明しています。成長分野に目を向けて施策を進めて欲しいと思います。

さて、行政書士業務ですが、皆さんのところではいかがですか？ 日行連では、行政書士業務の拡張に注力しているようですが、個々の行政書士事務所においては力が分散してしまう恐れがあります。手を広げすぎると、結局は強いものが何もない状態になる危険性があります。本来業務を固めて行きながら、数多くの成長分野の中から自分にあった分野を研究開発して金のなる木にして行くことが、多分正しい戦略だと思います。本来業務の一つが農地法、土地開発業務です。この業務を大切に固めて行きましょう。そして成長分野の中のいくつかに力を集中して行く……。今年も気持ちを新たに決意しています。共に頑張りましょう。

建設部

建設部長 竹内 崇

新年挨拶

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には、日頃から建設部に多大なるご支援ご協力を賜りまして、改めまして感謝、御礼申し上げます。震災復興元年と言われた昨年、経済状況等私達を取り巻く環境は相変わらず厳しいものでしたが、年末に誕生した新政権に対する期待感から株価が上昇する等、少しずつではありますが明るい兆しも見えてまいりました。

業務執行に関する部規程の改正による組織再編で一昨年の総会後に建設部が新設されて以来、主に『会員

の資質向上』、『業務の一層の円滑化』の実現を目指し、部員一同模索しながら活動してまいりました。

『会員の資質向上』の面では、法令改正に伴う全体研修会の開催、また初の試みとして上級者向け研修会を複数回開催することで、実務家の皆様が一層知識を深め、より高度なスキルを習得することに大きく寄与できたと確信しております。しかし『業務の一層の円滑化』の面においては、関係官公署との折衝が思うように進まなかった為、申請窓口で申請書類を巡ってトラブルが発生する等、会員の皆様方にご迷惑をおかけする結果となってしまいました。この場をお借りしてお詫び申し上げますと同時に関係官公署との連携強化に向け、引き続き連絡・調整に取り組んでまいります。

早いもので一昨年6月に建設部長を拝命し、約1年7か月が経過いたしました。残された任期は半年を切りましたが、至らなかった部分を検証し事業計画を完遂することは勿論、会員の皆様が一層円滑に関係業務を遂行できるよう建設部一丸となって最後まで会務を全うする所存です。皆様方には、引き続きご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年がより良き年になるよう心より祈念いたしまして、私からの新年の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

建設部 上級者向け第2回実務研修会

日 時：平成24年11月19日（月） 13：30 ～ 16：00

場 所：茨城県開発公社ビル 3階中会議室

参加人数：34名

研修内容

式入札制度普及に伴う新業務の可能性について例題・実習を交えて解説していただきました。

研修テーマ

総合評価方式入札制度普及に伴う新業務の可能性について

顧客に対するコンサルタント業務として、大いに活用できる内容が豊富に含まれておりました。

講師

株式会社ワイズ

取締役営業部長 荻原 隆仁 様

株式会社ワイズ

営業部 佐藤 竜也 様

研修の効果

本年度2回目の上級者向け研修会として開催させていただきましたが、総合評価方式入札制度普及に伴う新業務の可能性について詳細な資料・データを使用し、実習を交えたわかりやすい講義を通じて、知識を深めることができ、有意義なものとなりました。

研修の詳細

紙資料、パワーポイントを使用し、総合評価方

特にコンサルタント業務として活用できる内容が豊富に含まれており、参加者からも好評でした。



株式会社ワイズ 取締役営業部長 荻原 隆仁 様



株式会社ワイズ 営業部 佐藤 竜也 様



研修会の様子



建設部 第2回実務研修会

日時：平成24年12月6日（木） 13：30 ～ 16：00

場所：茨城県開発公社ビル 3階大会議室

参加人数：87名

研修内容

研修テーマ

- ①建設業許可申請における留意点（改正点を中心に）
- ②平成25・26年度における茨城県建設工事請負業者等入札参加資格の定期受付及び審査（格付け）基準等について
- ③税務申告用決算書から建設業財務諸表を作成する方法と留意点

講師

茨城県庁 土木部 監理課

建設業担当主査 横須賀 正美 様

ワイズ公共データシステム株式会社

取締役 藤井 正紀 様

株式会社ワイズ

営業部 佐藤 竜也 様

研修の詳細

- ①建設業許可申請における留意点（改正点を中心に）
- ②平成25・26年度における茨城県建設工事請負業者等入札参加資格の定期受付及び審査（格付け）基準等について

講師：茨城県庁 土木部 監理課

建設業担当主査 横須賀 正美 様

11月より実施されている建設業許可業者への社会保険加入徹底に向けての取組、許可申請の際に追加された「社会保険加入状況を記載した書面」の雛形、記載方法、添付書類等について詳細に講義していただきました。

また、平成25年1月から受付が開始される茨城県建設工事請負業者等入札参加資格の定期受付申請方法及び審査（格付け）基準等についてわかりやすく講義していただきました。

顧客に対するコンサルタント業務として、大いに活用できる内容が豊富に含まれておりました。

- ③税務申告用決算書から建設業財務諸表を作成する方法と留意点

講師：ワイズ公共データシステム株式会社

取締役 藤井 正紀 様

株式会社ワイズ

営業部 佐藤 竜也 様

税務申告用決算書から建設業財務諸表を作成する方法と留意点について例題・実習を交えて詳細

に解説していただきました。

研修の効果

11月の建設業法施行規則改正後、会員の皆様より要望の多かった研修会を開催することができました。

多数の会員の皆様にご参加いただき、講師の皆様の分かりやすい資料を駆使した、より実務的、実践的な講義を拝聴することができ、意義のある研修会になりました。



茨城県庁 土木部 監理課(建設業担当)主査 横須賀 正美 様



ワイズ公共データシステム株式会社 取締役 藤井 正紀 様



株式会社ワイズ 営業部 佐藤 竜也 様



研修会の様子



監 第 629 号
平成24年11月2日

茨城県行政書士会会長 殿

監 理 課



一般建設業許可申請における財務要件の確認書類について

このことについて、建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日付け国総建第9号通知別添）に規定する、一般建設業許可申請における「財産的基礎又は金銭的信用」を確認するため添付させる資料については、下記のとおり取扱うこととしたので、その取扱いに遺漏がないよう願います。

記

- 1 自己資本の額が500万円以上であることを証明する書類を用いるとき
 - ・ 財務諸表（純資産合計欄の記載があるもの）又は
新規設立法人等で決算期末到来の場合は、開始貸借対照表のいずれか
- 2 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる書類を用いるとき
 - ・ 申請時に発行日から一ヶ月以内の取引金融機関の融資証明書又は
申請時に発行日から一ヶ月以内の取引金融機関の預金残高証明書のいずれか
※複数の取引金融機関の証明の場合、証明日は同一であること。
- 3 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績の確認をもって
足りるのは更新申請時以降のみ

新年ご挨拶

謹んで新春のご挨拶申し上げます。

運輸交通部長としての任期も終盤に差し掛かってまいりました。

運輸交通に関する分野は、一般の自動車登録や車庫証明といったものから貨物運送、旅客運送、船舶、航空、旅行業と実に幅広い分野が網羅されています。これらの分野はこれまで行政書士の古くから取り扱ってきた分野であると同時に全国的に見てもそのノウハウや情報が一部会員に集中して、多くの会員が関与することを遮断するような空気があったとも言われています。本来、独立した事業主である我々は、自己の業務拡大はあくまで自己の絶え間ない努力と、営業活動によってのみ図られるものであって、会員個人の業務の拡大に関して会は消極的であるべきではないかとの考えをかねてから私は抱いていました。

しかし、運輸交通分野を見てみるに、その許認可申請の場に、非行政書士の関与が散見し、積極的で行動的な他の業界団体の動きに、ややもすれば行政書士会は許認可申請を業として行うことの法的根拠すら失いかねない方向に進んでいることも事実です。そうした、世の流れに対して、我々が職域を確保し、その地位を向上させるためには、茨城会全体として、その立場を守ってゆくための前向きな活動を行っていかねばならないと考えています。

会員の職域の確保と地位の向上が図られるためには個々の会員が、前向きに不断の自己研鑽を図ることがまず第一になすべきことです。われわれは、許認可申請を取り扱うことで業務として、許認可申請を取り扱うためには関係諸法令を正しく理解していなくてはなりません。と同時に今後の諸法令改正に動きを把握してゆくための良質なアンテナも張っていかなければなりません。そのうえで、担当諸官庁や関係諸団体との強い信頼関係を築きあげてゆくことが不可欠だと考えます。そうしたひとつひとつの活動は実に地道で、いつどのように結果が出ているのか時にはわからないような迷路に迷うことすらあるかもしれませんが、やり続けて行くことが結果としてわれわれが求める道へと続いて行くんだと信じて活動をして行きたいと思っています。

そうした、考え方にたって本年も会員に向けての研修会、関係団体への働きかけなどを地道にかつ積極的に行ってゆきたいと考えています。これまでのように若干思いが先行するような運営になるかもしれませんが、批判も多々あろうかとも思います。しかし批判は激励と受け止め、反対意見は新しい考え方の提案と捉え、いろいろなものを吸収しながら、一緒に活動したいという仲間も積極的に受け入れていきながら、茨城会発展のために活動していければと考えています。

平成24年度一般貨物実務者養成研修第10回・第11回の開催

日 時：平成24年11月14日（水） 午前10時00分～午後5時00分

内 容：「運送業の許可要件及び運送業に関する行政書士業務の取得(1)、(2)」

講 師：永倉 信義 先生（千葉県行政書士会）

場 所：茨城県開発公社 3階 中会議室

出席人数：12名

出席者：飯塚富雄副会長、大庭孝志運輸交通部長、関内聡副部長、田上悟史専門委員

平成24年度自動車登録・車庫証明実務者会議の開催

日 時：平成24年11月28日（水） 午後1時00分～午後5時00分

内 容：第1部 車庫証明等取扱者会議

「車庫証明・自動車登録・出張封印 各業務取扱者名簿について説明会等」

第2部 宮原賢一先生講演会

「自動車登録（O S S と車庫証明）業務の今後と展開、日行連O S S について」

場 所：茨城県開発公社 3階 中会議室

出席人数：52名

出席者：飯塚富雄副会長、大庭孝志運輸交通部長、関内聡副部長、田上悟史専門委員

事業内容

第一部の車庫証明等取扱者会議では新しい車庫証明名簿の意図と今後の予定を運輸交通部より説明をさせていただき、関与実務者の皆様から多くのご意見を頂戴いたしました。

第二部では京都会の宮原賢一先生より我々がこ

れら業務にどのようにどのように職域確保のための動きをしてゆくべきなのかを日行連O S S の取り組みと併せてお話しいただきました。

改めて、同じ業務を行っている会員が集まり、職域の確保拡大に向けて話し合い行動する場を設けることの必要性強く感じました。

平成24年度一般貨物実務者養成研修第12回・第13回の開催

日 時：平成24年12月12日（水） 午前10時00分～午後5時00分

内 容：「運送業の許可要件及び運送業に関する行政書士業務の取得(3)、(4)」

講 師：高山 正孝 先生（千葉県行政書士会前副会長）

場 所：茨城県開発公社 3階 中会議室

出席人数：11名

出席者：飯塚富雄副会長、大庭孝志運輸交通部長、関内聡副部長、田上悟史専門委員

環境部

環境部長 木村 司

新年ご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

旧年中の環境部への温かいご支援とご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

環境部では、昨年1月末に廃棄物対策課から許可申請にあたり、「債務超過や自己資本不足となっている事業者については中小企業診断士等による経営診断書の提出を求める」旨の改正を実施するとの連絡を受け、直ちに当部では、行政書士が診断書作成に関与できるよう折衝を重ねました。その結果、県では経営診断書自体を求めない扱いに再度改正することになり、許可申請の際に事業者の負担を重くすることを回避できました。これらの経緯は、日頃から行政書士会と廃棄物対策課との関係が密接で良好であったことの証しと考えます。

今年につきましては、引き続き廃棄物対策課との良好な関係を維持発展しながら、事業者の利便性と我々行政書士の職域確保拡大のために、バランスを考えながら努力する所存です。

最後に、本年も皆様からのご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様並びにご家族様の益々のご活躍とご多幸をご祈念申し上げます。

新年ご挨拶

新年明けましておめでとうございます、本年もよろしくお願いします。

一昨年の地震、原発の事故からもうすぐ2年経とうとしております。

テレビ報道等見ますと、予算はとったが復興事業がなかなか進まないようです。被災地の1日も早い復興を願うものです。

年末は衆議院議員の選挙が行われ、その結果により民主党から自民党へ政権が交代し、公共事業増加等の経済政策、雇用対策への期待感から一時的に株価も1万円を超えました。今年は経済の振興、雇用の増大、外交問題などを克服し日本の安定した発展を望んでおります。

去年は保健風営部で東京都行政書士会風俗営業部の事業、予算及び風俗営業許可申請手引書作成を視察し、丁寧な説明・貴重なアドバイスと風俗営業許可に関する実体験に基づく貴重なお話をうかがい、多いに参考とさせていただき、手引書原稿を作成しました。それに基づき3回の部会で原稿内容を検討後、県警担当者等関係者に原稿をみてもらい、ほぼ原稿を確定しました。この手引書を研修資料として、3月14日風俗営業研修会を開催する予定です。会員多数の参加をお願いします。

これにより新入会員、初めて風俗営業許可申請をする会員の役に少しでも役立てればと思っております。また11月には大宮で開催されました関地協の大会に出席し、行政書士会を取り巻く状況について大いに見聞を広めさせて頂きました。

本年度も残り少なくなってきましたが、残された期間を担当の飯塚副会長、後藤副部長と協力して保健風営部の事業活動に最善の努力をいたします。保健風営部に対して、また保健、風俗営業申請等担当する業務に対して忌憚のない意見ご指導をお願いし、皆様のご健勝を祈念申し上げ新年の挨拶といたします。

第4回保健風営部会

日 時：平成24年11月30日 午前11時00分～午後12時00分

場 所：茨城県行政書士会事務局

出席者：飯塚副会長、田向部長、後藤副部長

案件

1. 風俗営業許可申請の手引きについて(第3回)
2. 風俗営業許可申請研修会について

会議結果

- 1 今まで保健営業部で検討してきて決定した原稿を県警担当者等関係者と内容検討、その結果にもとづき整理した原稿を内容確認、原案として確定した。

2 ①日時内容 平成25年3月14日(木)

13:00～14:00

「風俗営業許可申請研修会」

②場 所 茨城県開発公社ビル3F
大会議室

③講 師 県警生活安全総務課担当者に依頼

④参加費 実費
(資料作成中の手引書を使用)

⑤受講者数 100名程度

⑥参加申込期限(質問受付)

平成25年2月20日(水)

⑦研修会は運輸交通部と共催で実施する

⑧募集文章 行政茨城新年号に同封

国際部

国際部長 橋本 哲

新年ご挨拶

国際部から新春のお慶びを申し上げます。

東日本大震災後に落ち込んだ在留外国人数の回復が伸び悩む中、昨年7月から施行された改正入管法により、中長期在留者の在留状況の審査が厳格化されてきております。

これは不法入国や不法在留などの取締りに次ぐ第2ステージの施策であり、保有する在留資格と現状の生活ぶりの該当性が審査対象となっております。

しかし、保有する在留資格の要件に従って適正に生活している外国人の方々の中には、入国管理局に対して在留状況の説明を上手にアピールできず、就労や生活の機会を失うケースが散見されてきております。私たち行政書士は、外国人の方々のより良い生活環境のために研鑽を積み重ね、そして入国管理当局からも信頼されるように適正受託と適正取次を遵守していかなければなりません。

市民法務部

市民法務部長 安 圭一

新年ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

経済活動に漂う停滞感、安定しない政局など、決して楽観的ではいられない状況が続いています。改善されない雇用状況や消費税の増税など、さらに追い打ちをかけるニュースが流れています。

あの震災からもうすぐ2年が経とうとしています。その傷跡は、まだ残っています。

でも、私たちは忘れません。あの不安の中で見つけた希望と絆に、どれだけ力づけられたことでしょう。どんな状況でも、人はお互いに助け合い、支え合うことで、困難から立ち直ることができることを、私たちは経験しました。

私たち行政書士は、高い職業倫理のもと、常に自己研鑽に努め、頼りになる専門家であり続ける努力を怠ってはなりません。新しい年も、共に頑張りましょう。

副知事訪問

平成24年12月13日（木）公益法人プロジェクトチームメンバーが、榊副知事を表敬訪問しました。

副知事に対して茨城県からの委託事業が滞りなく進捗していることを御報告するとともに、今後ともプロジェクトチームとして、茨城県に対して全面的に協力させて頂くことをお伝えさせていただきました。



平成24年度 交通事故関係業務実務者意見交換会 報告

市民法務部 黒田 真一

事業

市民法務部

日 時：平成24年11月19日（月）

場 所：フォーラムエイト 6階 661会議室（東京都渋谷区道玄坂）

出席者：日行連第二業務部10名、全国単位会40名。出席者合計50名

●事業の内容

議題

- (1) 講話「交通事故実務の基礎知識」
（行政書士 田後隆二）
講師：埼玉会 高橋 正善会員
- (2) 事例発表（東京会、大阪会）
東京会：米中 幸正会員
大阪会：松本 朱美会員
- (3) 発表者への質疑応答
- (4) 日行連への要望等意見交換
- (5) 総 括

報告

- ・元来、この「交通事故関係業務実務者意見交換会」は、日行連第二業務部主催で、全国で交通事故業務に特化した行政書士を中心に、日行連役員を別にしては11名ほどの構成員で交通事故関連の情報交換をして来たものである。
- ・今回、今までこの集まりの外にあった全国の単位会に向けて、オブザーバー参加を呼びかけたところ、北は北海道から鹿児島まで、ほぼ全国の単位会を網羅するほどの参加希望があり、オブザーバー参加が実に29名に及び、急遽当初の会議室では手狭になり変更する騒ぎともなった。（茨城会の当職もオブザーバー参加）
- ・日行連からの事前アンケートの結果が資料提示されたが、それによれば平成22年度以前には「単位会研修等および会員私的勉強会等」実施の単位会がゼロだったものが、平成23年度以降に、実に7単位会にも増えている。「単位会研修等」「会員私的勉強会等」いずれかを実施している単位会との合計は、22年以前の10から23年度以降19に増加していて、全国行政書士会の交通事故業務への熱意が伝わる結果になっている。
- ・当日は、埼玉会 田後隆二会員作成の資料により、同じく埼玉会 高橋 正善会員の「交通事故実務の基礎知識」という講話があった。予定1時間ではあったが、到底1時間では足りず20分ほど超過したが、業務受任から現場調査の重要性、実況見分調書であっても「鵜呑みにしない」事実認定にこそ行政書士の本分があるはずというスタンス、損害賠償額の試算にどう係わるべきか？示談困難な場合の行政書士の立ち位置、また弁護士との違いは何か？など受任から結末処理まで>熱心で懇切な講話で、意義深いものであった。
- ・次に、東京会 米中幸正会員、大阪会 松本朱美会員両氏からそれぞれの交通事故実務の実体験からの事例発表があった。非常に貴重な発表となったのだが、守秘義務の関係からなのか、両氏とも口頭による発表だけで何も資料がなかったため、聞き流した部分も多くその点残念なことであった。
- ・東京会米中氏は、昨年の交通事故業務の受任件数が540件という膨大な件数にのぼり、業界では扱い件数、専門的解決度合いで見ても、お客様満足度が群を抜く交通事故特化型行政書士であるが、氏が強調していたのは「事実証明」、後遺障害請求に係わる事実結果の積上げによる調査活動などを行政書士の分野として、損保会社への損害賠償請求はすべて弁護士にバトンタッチするスタンスだという。双方が業際分野で張り合うのではなくて、WIN-WINの関係を築き「棲み分ける」ことが重要だと指摘していた。
- ・大阪会松本氏は、自分で被害にあった状況を説明出来ない、知的障害のある交通事故被害者の本来権利のある損害賠償受領までの業務や、若

気の至りでオートバイのノーヘル2人乗りで道路交通法に違反し、パトカーの追尾を受けるうちに、住宅街の路地に迷い込み、坂と誤認して階段を走り降り転倒しての負傷事故の、その両親の相談にも乗り、通常ならどうしても受任を避けがちな案件にも、「弱者救済」の見地から、孤軍奮闘する行政書士の姿を伝えた。ソロバン抜ききの「行政書士倫理綱領」そのもののような事例に頭が下がった。

- ・「日行連への要望意見交換」は、本来の交通事故業務実務者意見交換会のメンバーが、机をロの字に組んで、座談会形式にて始まったが、時間も30分ほどと少なくなり、オブザーバーの人数に気圧されたか、たいした意見も出ず終了。
- ・最後の全体質疑の中の質問の特筆事項。任意保険の「弁護士費用特約」は保険約款の中で「行政書士費用」もこの特約で支払いが受けらる旨規定されているにもかかわらず、情報不足で損保会社社員レベルでも徹底されていないので、日行連役員クラスが日本損害保険協会などへの挨拶など関係緊密化に向けて動くべき、との意見が出た。まさしくそうだったと思った。
- ・この意見交換会から10日も経ずして、日行連第二業務部より「交通事故関係業務質問書」なるアンケートが発せられた。全国単位会より参集したことにより、この業務への日行連としての目の色が、わずかでも変わった印象が出て来た。

＜日行連アンケートに答えた意見の一部＞

交通事故業務は「法定外業務」とは言え、「事実証明に関する書類の作成」という点で、しかも、行き場のない交通事故弱者に寄添い、その権利義務を擁護するという意味の社会的使命の完遂の点では、重要な行政書士の役割と思われる。

一方で、金銭でしか補填出来ない損害を、事実証明に関する書類の作成により明らかにする道程は、英知の限りを尽くす責任の重さ、それにそこまで到達するには熟練を要する険しい道のりだ。地域間の取組み度合いによって質的濃淡もある。その意味で、継続的で定期的な日行連としてのリーダーシップを発揮した、全国統一の勉強会が

是非とも必要だし、今後ともその発展拡大を期待したい。

誰もが単独で職人的に天井に達せるものでもなく、そんな猶予もまたないはず。効率的に、標準的レベルを共有出来るようにするためには、やはり、連合会でのベクトルを比較的標準化する勉強会が必要に思う。

この業務を齧って居る者同士、ささいな細切れ情報に＜膝を打つ瞬間＞があるのであるから、集うことの意義は大きい・・・・・・。

以 上

●なお、今回の「交通事故関係業務実務者意見交換会」のレジュメは事務局に保管されています。埼玉会 田後隆二先生のご好意により、賠償請求までの生々しい原資料が添付されており、市販の参考図書にはないものです。請求過程の思考の流れ、被害者の痛みや声が聴こえて来るようです。交通事故業務に係わりたい会員には、資料は開かれています。ご遠慮なく事務局に申し出て下さい。

【脚注】

自賠責保険手続きを行政書士が取り扱うことの正当性について

昭和44年10月25日自治省行政課長「自治行第82号回答」、昭和47年5月8日自治省行政課長「自治行第33号回答」を根拠にしている。

以下、「自治行第33号回答」を明示しておく。

自治省行政課長による、日本行政書士会連合会会長あて書面「自治行第33号」

『問 自賠法第15条、第16条、第17条及び第72条の規定による保険金等の請求に係る書類を被保険者等からの依頼により、報酬を得て当該書類を作成することは、行政書士の行政書士の業務範囲であると考えerかどうか。』

答 お見込みのとおり。』

『弁護士業務との関係については、「自賠責法第15条の規定による保険金の請求に係る書類を被保険者等の依頼を受けて作成する限りにおいては、弁護士法第72条の規定に抵触しない。」旨の見解（行実44. 10. 25）が出されている。（『全訂注釈地方自治関係実例集』）（旧版「行政書士の手引き」より）

職務上請求書の様式改訂に伴う無償差し替えについて

「行政茨城」平成24年11月号で案内がありました表題の件につきまして、以下のとおり旧様式から新様式への無償差し替えを開始しております。

お手順をお掛けいたしますが、何卒ご協力よろしくお願いいたします。

1. 主な様式の変更事項

平成24年7月9日から施行された職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正による、職務上請求書の様式改訂です。外国人住民の住民票の写し等を日本人と同様に各市町村窓口に対して職務上請求することが可能になりました。

【変更点】様式表面 (4) ☐本籍 → ☐本籍又は国籍・地域

2. 差し替え費用

お手持ちの未使用分および一部使用済みの旧様式を新様式と無償差し替えいたします。

差し替え 無料

3. 差し替え方法

新様式は平成25年1月7日(月)より事務局にて、差し替えを開始しております。お申込については以下の3点をご提出下さい。なお、郵送でのお申込(簡易書留を利用)も受け付けますが、H20年の様式変更時と同様に、送料は自己負担となりますのでご了承下さい。

(ア) 購入申込書(様式2)

(イ) 誓約書(様式3)

様式は本会ホームページからもダウンロードできます。

本会ホームページ→会員専用ページ→各種様式→職務上請求書購入申込書・誓約書

(ウ) 未使用および一部未使用分がある旧様式職務上請求書

申請方法	会員→茨城県行政書士会	茨城県行政書士会→会員
窓 口	随時受付。(土日祝日を除く) ※	
郵 送	簡易書留郵便(送料会員負担)	本人限定受取郵便 (送料会員負担: 800円~910円)

※ 最近使用方法の厳格化が、特に、求められております。

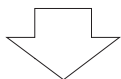
使用済み職務上請求書について、不適切と思われる内容がある場合には、事務局ではなく、**市民法務部**による審査を行います。

その場合には審査に数日を要する場合があります。

会員の皆様にはご不便をお掛けして申し訳ございませんが、ご協力下さいますようお願いいたします。

4. 差し替えスケジュール

平成25年1月7日（月） 無償差し替え開始（差し替え後、直ちに使用できます）



平成25年3月31日（日） 無償差し替え終了

※旧様式は、平成25年3月31日まで使用できますが、平成25年4月1日以降使用不可となります。
（詳しくは、日本行政7月号を参照）

5. 参考資料

- ・「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」（平成24年7月9日施行）

詳細は日行連HPに掲載されています。

[会員サイトログイン](#)→[関係法令・先例総覧](#)→[会則・基本諸規則等](#)



平成24年度関東地方協議会連絡会

標記の件、平成24年11月21日（水）～22日（木）、大宮ソニックシティ及び大宮パレスホテルにて開催されました。

☆11月21日（水）

14：00 開会式

14：45～17：00

会長会（國井豊会長）

分科会

第1分科会「新たな在留管理制度の取扱実務上の留意点・問題点について」

（飯塚富雄副会長、橋本哲国際部長）

第2分科会「金融機関との連携（中小企業支援）について」

（嶋田広一副会長、大庭孝志運輸交通部長、木村司環境部長）

第3分科会「広報活動の実情と今後の取組について」

（石井徹広報・監察部長、田向敏雄保健風営部長）

第4分科会「ADR法の見直しと今後のADR事情の取組について」

（古川正美副会長、古市人見国土農地部長、安圭一市民法務部長）

第5分科会「受任事件の処理・引継について」

（雨貝洋子副会長、小野村正徳副会長）

18：00～20：00 懇親会

☆11月22日（木）

9：00～12：00 全体会と総括



第1分科会

「新たな在留管理制度の取次実務上の留意点・問題点について」

報告：橋本 哲 国際部長

平成24年11月21日(水)から翌日にかけて開催された日本行政書士会連合会関東地方協議会第1分科会のご報告をいたします。

本年7月9日から施行された改正入管法に基づく新たな在留管理制度においては、各单位会ともに在留カードの預かり方法及び「預かり証」交付の方法について疑問点があり、お互いの情報を共有することで問題解決の糸口が見出せる結果となりました。

また東京会からは、東京入国管理局本局庁舎内で開催された無料相談会に関する報告がございました。(本会からは国際部の松田副部長が10月23日と11月27日の両日参加いたしました。) 10月23日の実績は、相談総数76名12ヶ国にわたるもので、永住・就労といった現在生活している中で起こる出来事から、在留特別許可や仮放免手続といった深刻なものまでございました。入管の官舎内ということもあり、その場で相談できる手軽さが好評だった反面、相談者のプライバシーが確保できないという欠点も露呈しましたので、次回以降の相談で配慮を心がけていきたいと考えております。

最後に、一般社団法人 Japan Immigration Lawyers Association 発足に向けて定款案が披露され、世界中で「イミグレーションロイヤー」と呼称されている当該業務については、我が国日本で行政書士がイニシアティブを取っていくよう、全会一致で賛同を受けました。

茨城会においても積極的に協力していくよう、次年度事業計画や事業予算に盛り込んでいきたいと考えております。

第2分科会

金融機関との連携（中小企業支援）について

報告：木村 司 環境部長

各单位会から中小企業支援に関する取り組み状況について発表がありましたが、茨城会の取り組み状況は、やっと始まったばかりで、これから充実させていかなければならないという想いを強くしました。

北関東では群馬会の取り組み状況が、茨城会より2～3歩進んでいる印象を受けました。

地元金融機関に対する行政書士業務の理解を深めさせる取組や無料相談においても、一步進んで、中小企業経営セミナーを実施している等、大変参考となりました。

茨城会においては、次の3項目においてより取組を強化する必要があると思いました。

(1) 業務研修会において、中小企業支援に関する研修会を組み入れる。

具体的には、日本施策金融公庫の融資担当者および商工会ないし商工会議所の自治金融担当者を講師に呼んで中小企業に対する支援と行政書士の役割について講義していただく。

(2) 支部が実施している無料相談会の工夫ないし強化

現在は個人向け相談が圧倒的ですが、中小企業や個人事業主向けの相談に対応できるよう、相談会場を工夫するとともに(県庁や商工会議所)、相談員向けに研修を実施して支援についての知識向上を図る。

合同の中小企業経営セミナーを実施する場合は積極的に相談員を派遣する。

(3) 県内金融機関および政府系金融機関、郵便局、各商工会・商工会議所向けに、新たに機関誌を年数回定期的に発行配布して行政書士業務を認知させる。

金融機関に勤めている方ばかりではなく来客者にも目に留まるようにして、行政書士が身近にいて頼りになる存在であることを周知させることは重要と考えます。

第3分科会

「広報活動の実情と今後の取組について」

報告：石井 徹 広報・監察部長 田向敏雄 保健風営部長

関地協

総勢18名の参加となった第3分科会は、広報活動という古くて新しいテーマについて議論しました。

前半は、事前アンケートを元にして各単位会の現状を知り、互いに自分の単位会での活動に反映できるような情報交換しました。

会員向け広報という観点では、紙ベースによるお知らせをいかにして電子的に切り替えるか、手間、コスト削減、利便性の点から各単位会とも頭を悩ませている状況にあります。

その中、神奈川会では会員向けツイッターを有効に利用していたり、静岡会のように会則を変えて電子的通達を可能な下地を作ったりしています。

当会も、メールによる一斉配信システムを検討中です。

一般社会向け広報という観点では、これも神奈川会の電車・バス中吊広告や、東京・静岡会の一般向けPR雑誌（会報とは別にオールカラーの立派な冊子を定期的に作成している）等が目を引きます。

後半は、今後の取組むべき課題について議論しました。

そして関地協として統一した意見は以下の通りです。

1. 日行連への要望

－1年に一度程度、全国紙に一面広告（意見広告のような）を出して欲しい。

－ユキマサくんの動画を作成して欲しい。PCやTVモニタ等でさまざまな場面でPR活動に利用できると思われる。

2. 関地協として常設の広報活動連絡協議会を設置する。

－関地協として共同で行うことのできる広報活動を推進していきたい。

（石井徹報告）

大宮市で開催された標記協議会に出席してきましたので報告いたします。場所はJR大宮駅から見えるところで、すぐわかりましたが、ビルがいくつかあり、会場はどのビルだかわかりづらく案内の人も、会場の入り口でなく、ビルの入り口あたりにいて案内してくれたら良かったのにと思いました。

私は前広報部とのことで石井部長と、第3分科会「広報活動の実情と今後の取組について」に出席しました。

司会者より各単位会の広報予算について説明があり、部の仕事内容が茨城会のように監察の仕事が入ったりして、単純に比較できませんが、会員1人あたりで、単純に比較すると、倍くらい予算の差がありました、単位会の予算規模の広報予算が何パーセントか表示すると、比較しやすかったのかなと、後から思いました、広報に対する考えも、広報を会員向けに考えるところと、会員と一般向けと両方に広報が必要と考えるところがありました。

広報範囲も、県内、ブロック内、全国と色々考えられますが、年1回ぐらいは、新聞の一面を使って、おもいっきり行政書士を広報したら良いのではないかなど活発な意見交換がなされました。会議時間いっぱいまでかかり皆の意見をとりまとめ、ブロックの広報協議会を設置する、ユキマサくんを有効に利用して宣伝することを決めて終了いたしました。

（田向敏雄報告）

第4分科会

「ADR法の見直しと今後のADR事業の取組について」

報告：古川正美 副会長 安 圭一 市民法務部長 古市人見 国土農地部長

第4分科会「ADR法の見直しと今後のADR事業の取組について」に参加した（安）。

全国の行政書士の5割近い会員が所属する関東地方協議会では、東京、神奈川、埼玉、新潟の4単位会が既に認証を取得している。その他の単位会は、それぞれの事情を踏まえ、現在認証取得に向けて検討を行っている。認証機関を有する単位会も、それぞれ様々な問題を抱えながら運営しているようである。それぞれの立場から、具体的な悩みや実情を話し合うことができ、非常に有意義な会議となった。

感想

ADR機関として認証を取得するということは、収益事業ではなく、社会奉仕としての面が強く、別の角度から言えば、将来的に行政書士がADR代理権を獲得するための政策的な面が強い。

現状では、日行連と日弁連との合意書に基づいた紛争分野での認証取得を目指すことが、各単位会としての合理的な政策判断であろう。

第5分科会

「受任事件の処理・引継ぎについて」

報告：雨貝洋子 副会長 小野村正徳 副会長

受任した業務が疾病、死亡等により継続不能となった場合、行政書士倫理において「事件の中止」の規定があり、各単位会としての現況及び今後の対応を討論した。

『行政書士倫理』第2章依頼者との関係における規律より抜粋
(事件の中止)

第21条 行政書士は、受任した事件の処理を継続することができなくなった場合には、依頼者が損害を被ることのないように、事案に応じた適切な処置をとらなければならない。

次の項目について、単位会毎に発表し討論した。

- 1 行政書士倫理第21条（事件の中止）について、対応策があるか。
- 2 会員が疾病等により受任業務を遂行できず、委任者・受任者側から相談等があった事例があるか、また、あった場合どのような対処をしたのか。
- 3 相互扶助に関する規程等があるか。
- 4 会員同士の業務引継ぎについて、取り決めはあるか。
- 5 会員の死亡により受任事件が遂行されなかった場合、単位会で対処された事例があるか、また、対処された場合の対処方法について。

上記の現況について

- ・ 規程等については、東京会が「会員の業務支援に関する手続き要項」を定めてあるのみであった。なお、静岡会では、「廃業時のバックアップ体制標準マニュアル」は定められている。
- ・ 疾病等により受任業務を遂行できなかった事例のあるのは4単位会あったが、ほとんどが単位会の支部で処理されていた。

- 相互扶助に関する規程等がある単位会はなかった。
- 会員同士の業務引継ぎについて静岡会では、「自己責任において会員を紹介等するよう」マニュアルで定めてあった。
- 会員の死亡により受任事件が遂行されなかった事例のあるのは5単位会あったが、ほとんどが単位会の支部で処理されていた。

総括として

- 行政書士倫理における『事案に応じた適切な処置』は、受任者の自己責任において行わなければならないものであり、それは“職業倫理”として当然である。なお、弁護士会等においては、倫理規程の解説書がある。日行連においても行政書士倫理の解説書を出すよう要望する。
- 重要案件であるため、次回も継続議題とするよう要望が出された。

研修会のご案内

市民法務部

研 修 名	インターネットライブ配信による全国研修（2月期）		
日 時	平成25年 2 月 1 日(金)	13：00～16：35	
場 所	茨城県開発公社ビル 3階 中会議室 2		
講 師	第1時限 建設業法に基づく経営事項審査について 日行連 第一業務部 建設・農地部門 専門員 月見里 和夫 様 第2時限 行政書士の役割と行政法 専修大学 法学部教授 白藤 博之 様		
参 加 費	テキスト代実費	定 員	40名
研修内容	第1時限 「経営事項審査とは」 初心者にも解りやすく説明します。 第2時限 行政書士業務の基幹の1つである権利義務・事実証明書類作成分野は、今、成年後見をはじめとする社会貢献分野にまでその裾野を広げています。行政法の碩学を講師に迎え、当該分野における行政書士の役割とは何かを見つめます。		
申込方法	メールまたはFAX 本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	平成25年 1 月29日(火)		
参加申込	支部 _____ 会員名 _____ 質問 _____ _____ _____		
※太枠の中を ご記入下さい			

市民法務部

研 修 名	第 4 回実務研修会		
日 時	平成25年 2 月15日(金)	13：30～16：30	
場 所	茨城県開発公社ビル 3 階 中会議室 3		
講 師	野村証券株式会社社員		
参 加 費	無料	定 員	70名
研修内容	株取引の仕組みと最近の市場動向について		
申込方法	メールまたは F A X 本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	平成25年 2 月 8 日(金)		
参加申込 ※太枠の中を ご記入下さい	支部		会員名
	質問		

建設部

研 修 名	第 3 回実務研修会		
日 時	平成25年 2 月28日(木)	13 : 30～15 : 30	
場 所	茨城県開発公社ビル 3 階 中会議室 3		
講 師	茨城県庁 土木部建築指導課 課長補佐 助川伸哉様 主任 塚田博之様		
参 加 費	テキスト代実費	定 員	70名
研修内容	宅建業免許申請における留意点		
申込方法	メールまたは F A X 本会事務局 FAX : 029-305-3732 e-mail : staff@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	平成25年 2 月20日(水)		
参加申込	支部 _____ 会員名 _____		
※太枠の中を ご記入下さい	質問 _____		

国土農地部

研 修 名	第 2 回業務研修会		
日 時	平成25年 3 月 9 日(土)	13 : 30～16 : 00	
場 所	土浦市勤労者総合福祉センター 『ワークヒル土浦』 土浦市木田余東台4-1-1		
講 師	土浦市農業委員会職員		
参 加 費	テキスト代500円	定 員	先着80名
研修内容	農地法全般について ※会場収容人数の都合上、先着80名となります。申込期限内でも、定員になり次第、 申込受付終了となりますので、ご了承下さい。		
申込方法	メールまたは F A X 本会事務局 FAX : 029-305-3732 e-mail : staff@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	平成25年 2 月15日(金)		
参加申込	支部 _____ 会員名 _____		
※太枠の中を ご記入下さい	質問 _____		

市民法務部

研 修 名	平成24年度第 1 回著作権相談員養成研修		
日 時	平成25年 3 月 4 日(月)	13 : 00~16 : 30	
場 所	茨城県開発公社ビル 3 階 中会議室 3		
講 師	本会 市民法務部 部員		
参 加 費	テキスト代実費	定 員	70名
研修内容	・著作権法概論① ・著作権法概論② ※第 1 回・第 2 回の研修会を全て受講した方には、受講証明書が発行されます。 効果測定合格者は、希望により、名簿へ登載し、本会ホームページ等へ公表する予定であります。		
申込方法	メールまたは F A X 本会事務局 FAX : 029-305-3732 e-mail : staff@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	平成25年 2 月25日(月)		
参加申込	支部 _____ 会員名 _____ 質問 _____ _____ _____ _____		
※太枠の中をご記入下さい			

市民法務部

研 修 名	平成24年度第 2 回著作権相談員養成研修		
日 時	平成25年 3 月11日(月)	13 : 00~17 : 00	
場 所	茨城県開発公社ビル 3 階 中会議室 3		
講 師	本会 市民法務部 部員		
参 加 費	テキスト代実費	定 員	70名
研修内容	・著作権登録について ・プログラム登録について ・効果測定 ※第 1 回・第 2 回の研修会を全て受講した方には、受講証明書が発行されます。 効果測定合格者は、希望により、名簿へ登載し、本会ホームページ等へ公表する予定であります。		
申込方法	メールまたは F A X 本会事務局 FAX : 029-305-3732 e-mail : staff@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	平成25年 2 月25日(月)		
参加申込	支部 _____ 会員名 _____ 質問 _____ _____ _____ _____		
※太枠の中をご記入下さい			

保健風営部

研 修 名	第 1 回業務研修会		
日 時	平成25年 3 月 14日(木)	13 : 30～14 : 30	
場 所	茨城県開発公社ビル 3 階 大会議室		
講 師	茨城県警察本部 生活安全総務課		
参 加 費	テキスト代実費	定 員	100名程度
研修内容	風俗営業許可申請について		
申込方法	メールまたは F A X 本会事務局 FAX : 029-305-3732 e-mail : staff@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	平成25年 2 月 20日(水)		
参加申込	支部 会員名 質問		
※太枠の中を ご記入下さい			

運輸交通部

研 修 名	第 1 回実務研修会		
日 時	平成25年 3 月 14日(木)	14 : 45～16 : 45	
場 所	茨城県開発公社ビル 3 階 大会議室		
講 師	行政書士法人西村事務所 西村 功先生 (東京会会員)		
参 加 費	テキスト代実費	定 員	100名程度
研修内容	倉庫業登録申請について 講師の西村先生は、関東唯一の倉庫業専門事務所です。詳しくは事務所サイトをご覧ください。 (http://www.nisi-office.com)		
申込方法	メールまたは F A X 本会事務局 FAX : 029-305-3732 e-mail : staff@ibaraki-gyosei.or.jp		
申込期限	平成25年 2 月 20日(水)		
参加申込	支部 会員名 質問		
※太枠の中を ご記入下さい			